

議事日程(第3号)

平成25年6月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(1件)
- 議案第41号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)
- 2) 産業建設常任委員会付託議案(5件)
- 議案第39号 木城町総合計画策定条例の制定について
- 議案第40号 木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)
- 議案第42号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第43号 平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書
- 総務常任委員会付託陳情審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第5号 年金2.5%削減中止を求める陳情
- 日程第4 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 委員会付託の省略
- 日程第8 議案に対する質疑

- 日程第9 議員派遣の件
日程第10 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
日程第11 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
1) 総務常任委員会付託議案(1件)
議案第41号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)
2) 産業建設常任委員会付託議案(5件)
議案第39号 木城町総合計画策定条例の制定について
議案第40号 木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)
議案第42号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第43号 平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査
1) 総務常任委員会付託陳情
陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書
総務常任委員会付託陳情審査結果報告
1) 総務常任委員会付託陳情
陳情第5号 年金2.5%削減中止を求める陳情
- 追加日程第1 発議第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書(案)
- 日程第4 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 委員会付託の省略
- 日程第8 議案に対する質疑

日程第9 議員派遣の件

日程第10 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第11 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中井 諒二君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 眞崎 哲子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	淵上 達也君	環境整備課長	石井 雄二君
教育課長	加藤 伸一君	税務課長	長友 英親君
福祉保健課長	中村 宏規君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間吉田辰郎君	監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに

されるか、電源をお切り下さるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案1件、議案第41号平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、以上1件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 委員会審査報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第41号平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、原案可決。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案5件、議案第39号木城町総合計画策定条例の制定について、議案第40号木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、議案第42号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第43号平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上5件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第39号木城町総合計画策定条例の制定について、原案可決。

議案第40号木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第41号平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、原案可決です。

議案第42号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

議案第43号平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の5議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第39号木城町総合計画策定条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本

案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第44号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（甲斐 政治） 日程第3、委員会閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は、委員長からの申し出のと

おり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

陳情第5号年金2.5%削減中止を求める陳情について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 陳情審査報告をいたします。

総務常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

年金2.5%削減中止を求める陳情、採択となりました。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

以上。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。陳情第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

陳情第5号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時13分休憩

午前9時15分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま原博君ほか3名から、発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと

思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出、発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書（案）を追加日程第1として日程を追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第3号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第3号について、朗読は省略し、提出者、3番、原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番。

○議員（3番 原 博君） 趣旨説明を行います。

年金2.5%削減は、本町の状況を考えた場合、低額年金受給者が多く、年金削減は高齢者の生活に大きな影響を及ぼすと考えますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号年金2.5%削減中止を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、年金2.5%削減中止を求める意見書は、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、年金2.5%削減中止を求める意見書は、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出することに決定いたしました。

次に、議案上程を行います。

日程第4. 議案第46号

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

○議長（甲斐 政治） 追加提出されました日程第4、議案第46号から日程第6、議案第48号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 追加上程いただきました議案第46号から48号に至る3議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例の一部改正は、国家公務員の給与削減支給措置に伴う国の要請により、一般職の職員の給料を減額することとしましたので、これにあわせて町長及び副町長の給与について、給与月額から、給与月額に100分の3.6を乗じた額を7月1日から来年3月31日まで減額するものであります。

次に、議案第47号は、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例の一部改正は、国家公務員の給与削減支給措置に伴う国の要請により、一般職の職員の給与を減額することといたしましたので、町長及び副町長の減額にあわせて、教育長の給与について、給与月額から、給与月額に100分の3.6を乗じた額を7月1日から来年3月31日まで減額するものであります。

議案第48号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例の一部改正は、国家公務員の給与削減支給措置に伴う国の要請により、一般職の職員の給料を給与月額から、給料月額に100分の3.6を乗じた額を7月1日から来年3月31日まで減額するものであります。

なお、減額率は、平成24年4月1日現在の国家公務員の給与水準を100とした場合に、本町のラスパイレス指数が103.6であり、100を越える部分の3.6を根拠としております。

なお、今回の条例改正による給与の減額の総額は、3役、一般職を合わせて約950万円になる見込みであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議いただき、議決くださるようお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第7. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第7、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第46号から議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第48号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第8. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第8、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第46号から議案第48号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第46号から議案第48号については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第46号から議案第48号については1議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第46号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第46号に対する質疑はありますか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 46号、この県の見ますと6%ですか、今回の県議会に上程するとありますが、本町のこの3.6%という基準、減額措置をされた3.6%の根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいま、町長の議案の提案理由がございましたが、今回、本町のラスパイレス指数が103.6であります。国家公務員並みに合わせますと3.6がオーバーする分でありますので、そのとおり3.6を削減させていただくものであります。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第46号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第47号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第48号に対する質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 書類をけさもらって、最初に感じたのが、本町は平成28年まで国の交付金をもらわない不交付団体なんですよ。今回、減額、いわゆる人件費に見合う交付税の減額があるということで従うわけですが、本町の場合には、減額されようが影響ないんじゃないかと。これは特別、本町の職員がほかの公務員と比べて突出して給料が高いとも私は思えません。中によると、宮崎市とか高鍋町、突出したところもありますけれども、本町の場合はその町の自治体の権限といいますか、裁量の範囲内であって、今回、ほかの市町村に追従するという点についてはいかがなものかという考えがするわけですが、どんなでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（田口 晃史君） まさにご質問のとおりでありまして、木城町は交付税を受けておりませんので、関係ないと言えば関係ないところでありますが、ただ、その他の事業、交付金事業をたくさん行っております。国からもらって。これに影響を及ぼすというような情報があるものから、そうしますと、職員の給与減額の金額より大きな町に対して、例えばまちづくり交付金であるとか、そういうふうな交付金事業に大きな影響を及ぼすというような情報がありますので、今回、このような措置をとったところであります。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 毎回、国は、前の転作奨励100%財政補助金をカットするだとか、これが一つのおどし文句ですけれども、これはもう町長が判断しやっただろうがないですけど、もう一つは、一般職員の期間、7月1日から3月31日までの間は特例期間というふうに定めてあります。ということは、来年の3月31日を過ぎた、そこまでは特例期間で引き下げをしますよと。それを過ぎたら、もとの復活、いわゆる復元するということの特例期間なのか。特別職と教育長はそれがない。特例期間というのがないというふうに判断したんですが、一般職だけがそういうふうな処理がされるのか。

総務課長、もう一つ、3.6%で月平均額は本町の場合の職員で月額3.6といたら金額は幾らぐらいになるのか。

それと、これによって来年の3月31日までの9カ月間で人件費の削減はどれくらい図れるのか。

以上。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） 特例期間であります。議員ご案内のとおり、3月31日までをもって減額措置としますので、4月1日現在においてはもとの復元させるということになります。

それから、既に議決をいただきました46号、47号につきましては、特例期間という文言はありませんが、条文の中にその期間を明示してご提案を差し上げたところであります。

それから、月平均の金額であります。これは24年度のラスによって試算をしておりますので、24年4月1日現在の一般行政職の職員、平均年齢が40.7歳であるわけですが、ちなみに平均給与月額が37万円というふうに試算しておりますので、平均しまして月額では1万1,000円程度の減額になるというふうに試算をしております。

また、総額で幾らかという話もありましたが、町長のほうから提案理由にもありましたが、約950万円ほどを見込んでいます。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第48号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第10. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第10、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 総務常任委員会におきましては、産業建設常任委員会との合同所管事務調査研修を予定しております。平成25年7月9日から11日の2泊3日の日程で、研修内容については、東日本大震災後の復興状況、災害時相互応援協定、災害時要援護者への支援体制についてということで、宮城県名取市、埼玉県毛呂山町において実施する予定です。

また、友情都市である埼玉県毛呂山町においては、毛呂山町議会との意見交換会も計画しているところであります。

以上、報告いたします。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会では、先ほど総務委員長が述べました合同視察があります。ほかには、以上、ありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、神野源生君。6番。

○議会運営委員会委員長（神野 源生君） 議会運営委員会におきましては、特別にありません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。

本日をもって議会が終了いたしますので、議会だより編集のために委員会を、今月の28日、7月1日、5日、8日、16日、5日間の日程で計画しております。議会の議員の皆さんの資料提供、情報提供をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第11. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第11、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から、所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から、議会広報の編集、調査等に関する事について、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月7日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申

上げます。

これで、平成25年第4回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼申し上げます。

7日間の会期、お疲れさまでございました。今議会に上程いただきました議案第39号から第48号に至る10議案、全て原案のとおり議決または同意いただき、厚くお礼申し上げます。事務事業の執行に当たりましては、迅速・適正に執行してまいりますので、議員各位のご指導よろしくお願ひ申し上げます。

なお、梅雨が明けますと暑い夏がやってきますので、各位におかれましては健康管理に十分ご留意いただき、ご活躍されますようお願い申し上げます。

また、当面します諸行事につきまして、お手元に配付してございますので、よろしくお願ひ申し上げ、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは控室のほうにお願ひいたします。

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員